

nagomi
お知らせ
news

猫はきちんと飼いましょう

図 住民環境課 生活環境係 ☎0968・86・5727

最近、猫に関する苦情・相談が多く寄せられています。



猫は室内で飼いましょう

室内で飼うと…

- ・交通事故や他の猫とのケンカなどトラブルになりにくいです。
- ・糞や尿、イタズラなどで、ご近所への迷惑がなくなります。
- 猫は元々、活動範囲が狭いため、食事とトイレ、上下運動ができる空間と快適な寝床があり、避妊や去勢手術などで繁殖の欲求をおさえなければ、室内で飼う事ができます。

あなたの大切な猫ちゃんが、ご近所の嫌われ者にならないようにしましょう。

飼い猫には首輪をしましょう

- ・もし、家の外に出てしまった場合、飼い猫かそうでない猫か、他の人が見てわかるようにしておきましょう。
- ・交通事故などでケガをして動けなくなった時、見つけた方が連絡できるように、首輪に名札をつけておきましょう。



自分の飼っている猫以外にはエサを与えないようにしましょう

- ・自分の飼っている猫以外の猫にエサを与えることは、その猫の飼い主になるということです。
- ・飼い主になるということは、その猫の命や行動のすべてに責任を持つということです。飼い主として最期まで飼う事ができますか？

例えば、あなたが今、エサを与えていた猫が病気になった場合、病院に受診させることができますか？また、御近所の方の大切な物を壊してしまった時、あなたは責任を持てますか？

避妊や去勢をしましょう

- ・子猫を産ませて、全ての子猫の里親を探す事は、とても大変な事です。

引き取り手のない子猫がどんな運命をおくる事になるか、考えた事がありますか？

- ・猫の妊娠を望まない場合は避妊を、また他の猫を妊娠させてしまわぬためにも去勢をしましょう。
- ・また避妊や去勢をする事により、発情期の鳴き声や、猫自身も発情期のイライラから開放されるようです。

中途半端な猫の飼い方は、地域の迷惑になるだけではなく、その猫自身にとっても幸せなことはありません。

あなたが本当に猫が好きで、猫がかわいくて、一匹でもかわいそうな猫を減らしたいと思うのだったら、これらの事を守って、きちんと猫を飼ってください。

nagomi
お知らせ
news

償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

図 税務課 固定資産税係 ☎0968・86・5723

償却資産とは、固定資産税の一種で、事業をしている人がその事業をするために使用している資産（構築物、機械、装置、工具、器具・備品など）です。令和8年1月1日現在で償却資産を所有している人は、期限までに申告をお願いします。なお、申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されません。

▶申告書の提出期限 1月30日金

▶申告が必要な人

- ・町内で事業をしている個人または法人
- ・町内で事業はしていないが、事業用の償却資

▶償却資産の対象となるもの（業種別の例）

共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、舗装路面、駐車設備など
農業	農業用機械類、ビニールハウスなど ※トラクター・コンバインは、軽自動車の課税対象ですので、償却資産の申告の必要はありません。
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車など
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫など
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍冷蔵付き含む）など
医（歯）科業	レントゲン装置、手術機器、ベッド、歯科診療用ユニット、調剤機器など
不動産貸付業	門扉・塀・緑化設備などの外構工事など
理（美）容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、パーマ機、サインポールなど

nagomi
お知らせ
news

国民年金保険料免除制度が利用できます

図 住民環境課 国保年金係 ☎0968・86・5727

★国民年金保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が納める保険料の納付が経済的に困難な場合は、免除制度を利用することができます。

・免除申請

▶免除期間：毎年7月から翌年6月までの1年間

※過去期間で申請月の2年1ヶ月前まで申請可能（納付済み期間を除く）

※免除の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば申し出により追納が可能

【免除申請のメリット】

①将来の年金を受け取る資格期間に算入される

②万が一の保障が受けられる

産を貸し付けている個人または法人
※確定申告、住民税申告をされる人で、経費の減価償却費の欄に下記の償却資産をお持ちの人は、固定資産税償却資産の申告も必要です。

▶申告方法

昨年申告があった人や課税標準額が100万円以上の人には、12月中旬に申告用紙を郵送しています。1年間の償却資産の増減を申告してください。

新たに事業を始めた人、課税標準額が100万円未満だが新たな償却資産を購入した人、申告用紙が届かない人は、ご連絡をお願いします。